

第三十回

大津町農業委員会

令和七年十二月十日

第30回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 9:28から10:20

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (12人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 (6人)

6番 吉山 一豊	8番 荒木 幸一	9番 石原 龍二
13番 池田 直美	15番 永田 陽一	17番 本田 喜代治

4. 欠席農業委員 (0人)

欠席推進委員 (3人)	11番 和田 勇一郎	12番 野村 哲也
	14番 坂本 千海	

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)の意見について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第9	報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届について
日程第10	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩	事務局次長 府内 優也	事務局 堀江 大成
------------	-------------	-----------

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年12月10日 第30回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
す。只今から令和7年12月、第30回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 ※会長から挨拶あり

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。8番 岩本 勝委員と
9番 今村 太委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。12月の第30回定例総会
は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。12月の第30回定例総会は本日1日をもって終了と
します。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議
案書は1Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の
要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しておりま

す。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷及び甘藷の苗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

申請の内容は、平川地内の田1筆、1, 381㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は新規就農者です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は家族が所有するトラクターなどを使用することとなっています。家族が農家のため、労働力、営農技術も問題ないと思われま

す。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 野村委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。大根、高菜などの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で、今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の畑1筆695㎡について売買による所有権の
移転を行うものです。
譲受人は農家です。以前より、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまってお
りましたが、書類作成に時間がかかり、今回の申請に至りました。農業機械等は、
譲渡人の支援を受けながら譲渡人が所有するトラクターを使用することとなっ
ています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は永田推進委員です。今回の申請についてご意見等はござい
ませんか。

委員意見 特にございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。ショウガ等の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
また、申請地は現在耕作放棄地となっており、許可後に伐根等を行い、農地として復旧・使用していくこととなっています。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で、今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の畑1筆1, 193㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため
申請に至りました。農業機械等は、所有するトラクターなどを使用すること
なっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。また、山際にある農
地のため、日陰でも作付けできる作物を作られる予定です。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は坂本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預
かっていますか。

事務局 坂本委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の4、調査書は4 P、申請地見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。アスパラガスの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

また、申請地は現在耕作放棄地となっており、許可後に伐根等を行い、農地として復旧・使用していくこととなっています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

申請の内容は、陣内地内の畑1筆645㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。すでに申請地付近のハウスでアスパラガスを作付けしていることから労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見

申請地に関しては、約20年耕作放棄が続いていました。重機を入れないと解消されないような農地であったため、今回解消されるということで助かる思い

です。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

また、既に倉庫置場及び駐車場として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、大津支援学校の北側に位置する農地です。
申請の内容は個人住宅です。道路拡幅事業で申請地及び飲食店を営んでいた隣接地の一部を提供し店を閉めることになったため、元々住宅の建設を計画

していたこともあり、今回の申請となりました。既に申請地を舗装し、倉庫置場及び駐車場として利用していることと、農地として復旧しても継続して利用することができないと考えられることから追認はやむを得ないと考えます。

申請地の隣接地は、農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 年数がたっていますが、追認はやむを得ないと考えます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、個人住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2、意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。こちらは、先ほど審議いただいた4条の1の隣接地で、申請者は同一の人物です。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

また、既に倉庫置場及び駐車場として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 先ほどの案件の隣接地です。
現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、大津支援学校の北側に位置する農地です。
申請の内容は貸駐車場です。既に申請地を舗装し、倉庫置き場及び駐車場として利用していることと、農地として復旧しても継続して利用することができないと考えられることから追認はやむを得ないと考えます。
申請地の隣接地は、農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われまふ。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 先ほどの4条の1と同様で、追認はやむを得ないと考えます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 隣地で飲食店舗が完成してもう数十年となります。道路拡幅事業の関係で申請をされたと考えますが、当時転用申請を出さずに、今回無断転用の始末書を1枚提出すれば済むということ疑問を覚えますが、やむを得ないと考えます。

事務局 隣接地の店舗は転用許可を取って建設されましたが、同じタイミングで申請地を舗装されたようです。今後は農地法を順守することを事務局としてお願いし、許可が出たあかつきには許可書を発行するようにいたします。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3、意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的はごみステーションへの転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

また、既にごみステーションとして使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字大津地内で、大津北中学校の東約800mに位置する農地です。

申請の内容はごみステーションです。既に申請地をごみステーションとして利用していることと、隣接農地についても5条の1で申請があっていることから、農地として復旧しても継続して利用することができないと考えられることから追認はやむを得ないと考えます。

申請地の隣接地は、所有者が申請者となっていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の3、ごみステーションへの転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。先ほどご審議いただいた4条の3の隣接地になります。
1の転用目的は個人住宅への転用で、所有権の移転です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大津地内で、大津北中学校の東約800mに位置する農地です。
申請内容は個人住宅です。
職場から近く、住環境に適した土地を選定したところ、申請地が条件に合致したため、今回の申請となりました。

申請地が個人住宅になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 個人住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は9Pから14P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は工業団地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「地域整備法等によるもの」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をいたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、護川小学校の南東約150mに位置する農地です。申請の内容は、工業団地です。町の経済発展と企業進出の受け皿を確保するため、工業団地適地調査選定を経て、申請地一帯が工業団地として適した土地であることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接農地所有者には説明がなされていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 申請地隣接の町道幅員は途中までは9.25mにし、その後はそのままにするという話であったが、通行量も多く通学路としても利用されていることを町民懇談会において意見したところ、警察の方にも相談しますと回答がありました。その後、現地調査時に幅員を全て9.25mに拡幅すると回答がありましたので地元住民としては助かる思いです。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

職務代理 別の会議で都市計画課から、その町道だけでなく別の町道も拡幅するという話がありました。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

石原委員 新聞を読みますと他市町村では25haで造成するところが多いことを知りましたが、約10haという大津町の工業団地の面積の根拠は何なのかお聞きします。

また、3区画について買主は決まっているのでしょうか。さらに、大津町の正確な農地面積はどのくらいなのか把握していますか。

事務局 1点目につきまして、金額や各種手続きなど総合的に考慮して町が面積を設定しています。2点目につきまして、現在のところ買主は決まってはいません。令和9年度の方譲開始に受けて交渉を重ねながら、町の発展に寄与いただく業者が決まっていくところです。3点目につきまして、農地面積は2,140haと農業委員会から発表はしています。TSMC進出に伴う転用件数の増加により、年間約

20ha の農地が毎年減少しております。

事務局 2,140ha という数値は 2020 年農林業センサスの数値になりますが、すでに転用された農地や、耕作放棄地で農地として再生困難な農地も含まれております。現時点での正確な数値というのは手元にありませんが、今後再生困難な耕作放棄地に対し非農地判断を進めるとともに、2025 年農林業センサスの報告もあると思われますので確認をしていこうと考えています。

石原委員 町として、農地はどこまで減らすことを許容するのでしょうか。農振農用地の設定の目的が、設定当初と現在とでは異なっているのではないのでしょうか。

事務局 農政課が担当課として、農振法に基づき、守るべき農地を農振農用地として設定しています。農地法で第 1 種農地を定め、農振法で農振農用地を定めることで、農地が安易に開発されないよう制限をかけています。一方で、農地転用の例外規定や、農振除外の規定もあります。どこまで農地を減らすのかということに対しては、明確な回答が難しいというのが正直なところです。

石原委員 昨年度に食料供給困難事態対策法が制定され、他方、農業委員会憲章では、食糧の自給率維持・向上や優良農地の確保・効率運用に触れています。これらについて、深く考え直す時期に来ているのではないかと考えます。

事務局 ご意見として受け止めさせていただきます。

大村委員 別紙名簿上部に「許可を受けようとする土地の所在等」と記載されていますが、（所有者から）承諾を得ていない状態で、先に土地だけ抑えているということでしょうか。

事務局 担当課が土地所有者に承諾いただいたうえで申請されています。許可が下り次第、所有権移転を行う流れになっています。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（挙手多数）

賛成多数と認めます。

5 条の 2、工業団地への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は15P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は事務所への転用で、30年間の賃借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある近隣商業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、大津町生涯学習センターの南西に位置する農地です。

申請の内容は、事務所です。現在の事務所は敷地が狭く、老朽化も進んでいたことから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地に農地はないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われま

す。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 和田委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、事務所への転用による30年間の賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。

議案書は4P～7Pとなります。

今月の申請は8件で、全て一括方式となります。

申出書面積の合計は79,607㎡(約7町9反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定のに基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第４号 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第８、議案第５号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第５号 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は８Ｐとなります。

令和７年４月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は３件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、１７，６１１㎡、対価の合計は１２，７２９，５１２円です。

申請番号１及び２は譲受人の規模拡大に伴い、農業公社から買い入れる計画で、申請番号３は譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はご

ございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし、公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第 9 議案第 6 号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は 9 P、及び配布しております A 4 用紙綴りの 1 Pをお願いいたします。

議案第 6 号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回 3 件の非農地証明願が申請されております。申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、A 4 用紙綴りの 1 Pのとおり、3 つの基準が示されています。

1 つ目は、昭和 27 年 10 月 20 日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2 つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3 つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、非農地証明願 1 についてご説明いたします。

申請地見取図は 21 P、及び配布しております A 4 用紙綴りの 2 P～3 Pを

お願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域で「第3種農地」です。

処理基準の3つ目「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」を根拠として、証明願いが提出されました。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字引水地内で、熊本地方方法務局の南約170mに位置する農地です。
雑木化しているとの理由で今回の申請となりましたが、現地調査で状況を確認したところ、荒廃農地とはいえず、現地調査後の小委員会審議では、「非農地に該当しない」との意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 和田委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「非農地に該当しない」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

職務代理 現地を確認しましたが、申請地中央の木を1、2本ほど片付けてトラクターで打てば耕作ができる農地になるような状態でしたので報告します。

西村委員 非農地証明を出すと、別の用途ですぐ売ることができるようになるのでしょうか。

事務局 非農地証明を出すと、地目を変更することができるようになり、農地法の制限がかからなくなります。

大村委員 防風林は、写真に写っているものに該当しますか。

事務局 写真右側のものになります。こちらは西側になるのですが、そこからは段下への法面になっていまして、その際に植えてあります。また、農業機械は入らないということでしたが、現地を確認しますと坂道があり、この程度であるなら通行可能であるという委員からの意見がありました。写真の真ん中あたりは平坦であり、防風林は耕作に支障はないという判断です。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、非農地証明願 1 について、非農地証明事務処理要領の処理基準に該当せず、「非農地に該当しない」ことを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

非農地証明願 1 につきましては、非農地に該当しない旨を申請者に通知いたします。

続きまして、非農地証明願 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、非農地証明願 2 についてご説明いたします。

申請地見取図は 2 2 P、及び配布しております A 4 用紙綴りの 4 P～5 P をお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

申請地は、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある「第 1 種農地」です。

処理基準の 3 つ目「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」を根拠として、証明願いが提出されました。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区でするので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、美咲野団地の北約 6 0 0 m に位置する農地です。雑木化を理由に今回の申請となりました。

現地調査を行ったところ、雑木化で森林の様相を呈しており、農地への復旧

が困難であることを確認しました。現地調査後の小委員会審議では、「非農地判断」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 何もありません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

職務代理者 写真のどの部分が申請地にあたりますか。

事務局 現地立合者が立っている所から奥にかけてが申請地になります。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(意見・質問なしの場合)
それでは、非農地証明願2について、熊本県非農地証明事務処理要領の処理基準に該当することから、「非農地に該当する」ことを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

非農地証明願2につきましては、原案どおり承認・決定をいたします。

続きまして、非農地証明願3について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、非農地証明願3についてご説明いたします。
申請地見取図は23P、及び配布しておりますA4用紙綴りの6P～7Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
申請地は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっている「第2種農地」です。
処理基準の3つ目「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」を根拠として、証明願いが提出されました。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区でするので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大津地内で、翔陽高校の北東約500mに位置する農地です。
雑木化を理由に今回の申請となりました。
現地調査を行ったところ、雑木化で森林の様相を呈しており、農地への復旧が困難であることを確認しました。現地調査後の小委員会審議では、「非農地判断」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 農地への進入路を含めて、農地としての利用は困難と考えます。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(意見・質問なし)
それでは、非農地証明願3について、熊本県非農地証明事務処理要領の処理基準に該当することから、「非農地に該当する」ことを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

非農地証明願3につきましては、原案どおり承認・決定をいたします。

続きまして日程第10 議案第7号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)
お手元に配布しております「R7. 12. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 1月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 8. 1. 6 (火) 午前9時00分～ 2階 町民協働ルーム)
- ・ 1月の定例総会予定について
(案はR 8. 1. 13 (火) 午前9時30分～ 2階 町民協働ルーム)
- ・ 委員研修について
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について (お願い)

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年12月の第30回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年12月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 岩本 勝

議事録署名委員 今 村 太